



町からみなさんへの大切なお知らせです。



ジョブプランナーによる就職相談会

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2451）

- 日時 9月25日(水) 午後1時～4時
- 場所 川俣町役場1階 相談室1
- 対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。
- その他 要予約(925-0811) 相談費用も無料。また、雇用保険受給者には、利用証明書も発行します。

水道メーターの交換について

問 建設水道課 水道室（内線 1604）

月々の水道使用量を計量する「水道メーター」には、計量法で有効期限が定められています。町では、有効期限が満了するメーターの交換を実施します。

交換の対象となるメーターは6月に事前調査を行った箇所となります。

作業を委託された業者は腕章を着用し、作業前に声をおかけしますが、屋外作業のためご不在の場合でも交換を実施いたします。メーター周辺の整理等のご協力をお願いいたします。

■メーター交換作業期間

9月13日(金)～11月28日(木)

※作業の進捗状況によっては12月以降に交換作業をさせていただく場合があります。

※交換作業中は断水となります。交換にかかる作業時間は約20分です。

※交換後は、一時的に水が濁る場合がありますので、しばらく水を出してからお使いください。

※メーター交換にかかる費用は町が負担します。

復興公営住宅入居者を募集します

問 復興公営住宅入居支援センター（Tel 522-3320）

■募集期間 10月1日(火)～10月9日(水)

■対象住宅と戸数 募集団地の詳細は、9月下旬に福島県復興公営住宅入居支援センターホームページ（右記QRコード）でお知らせします。



■対象者

- ・避難指示区域等から避難されている方
 - ・平成23年3月11日時点で、避難指示が解除された区域に居住していた方
 - ・東日本大震災の地震・津波被災者
 - ・平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方
 - ・比較的所得が低く、県営住宅の入居資格を備えている方（入居率が80%以下の団地に限る）
- ※住宅に困窮していることが要件となります。

町営住宅入居者募集

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 9月2日(月)～9月17日(火)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

■対象住宅と戸数

- ①飯坂団地（飯坂字北古堂道内）3戸
- ②小綱木団地（小綱木字反田）3戸
- ③壁沢団地1号棟（字壁沢）14戸（1・3～5階）
- ④壁沢住宅2号棟（字壁沢）3戸（1・2階）
- ⑤ふもとがわ団地1号棟（大字鶴沢字笛田）10戸（2～5階）
- ⑥ふもとがわ団地2号棟（大字鶴沢字笛田）9戸（2～5階）
- ⑦賤ノ田団地（字賤ノ田）11戸（1～5階）
- ⑧新中町団地（字新中町、字川原田）3戸（2戸1棟建てタイプ）

※壁沢住宅2号棟については、UIターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。

■間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。

■入居条件

- ①現に住宅に困窮している方。
- ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
- ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
- ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください。）
- ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員）です。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下となります。
- ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
- ⑦入居者が暴力団員でないこと。

■家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります（別途、共益費等がかかります）。

■駐車場 原則1戸に1台（家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し）

※新中町団地については、入居者名義2台まで

■受付場所・問い合わせ 標記担当までお問い合わせください。





行政

小規模な修繕工事・見積り参加登録の受付

問 財政課 公有財産係（内線 1202）

町が発注する、軽易で小規模な修繕工事等を発注する「小規模修繕工事契約希望者登録制度」について、下記により登録を受け付けます。

なお、今年度の申請受付は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日に係るものの追加申請となります。既に申請済みの方については改めての申請は不要となります。

■登録対象者 川俣町内に主たる事業所を有する者（個人・法人は不問）

■対象契約 50 万円未満の小規模な修繕工事

■登録業種 自由申請

■登録方法 9 月 2 日(月)から 9 月 20 日(金)までの間に、公有財産係（川俣町役場本庁舎 2 階）へ備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ提出してください。添付書類は担当にご確認ください。

■登録有効期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 1 年間

児童手当制度が変わります！

問 子育て支援課 子育て支援係（内線 2303）

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和 6 年 10 月分（12 月支給分）の児童手当から、制度内容が下記のとおり変更となります。

（1）所得制限の撤廃

（2）支給対象児童を「15 歳に達した最初の年度末」から「18 歳に達した最初の年度末」までに変更

（3）第 3 子以降についての支給月額を 15,000 円から 30,000 円に増額

（4）第 3 子以降の算定に含める児童の年齢を「18 歳に達した最初の年度末」から「22 歳に達した最初の年度末」までに変更

（5）支給回数を年 3 回払い（10 月、2 月、6 月）から、隔月偶数月の年 6 回払いに変更

■申請期間 9 月 2 日(月)～9 月 30 日(月)まで

制度改正により、新規申請や増額申請のお手続きが必要な方がいます。申請が必要な方には、8 月中に申請書類等を発送しておりますのでご確認の上、忘れずに期間内にお手続きください。

※対象の方や申請等の詳細につきましては、町ホームページをご確認ください。

なお、児童の住民票上の住所地が川俣町外である場合や、町で対象者が把握できない場合は通知できませんので、恐れ入りますが子育て支援課までお問い合わせください。

令和 7 年度奨学生候補者を募集

問 学校教育課 学校教育係（内線 2003）

■募集期間 9 月 2 日(月)～10 月 31 日(木)

■募集人員 ①高等学校・高等専門学校（1～3 年）

②短期大学・高等専門学校（4 年以上）・専修学校（専門課程）③大学 計 10 名程度

■貸与月額 ①高等学校・高等専門学校（1～3 年）…月額 35,000 円以内 ②短期大学・高等専門学校（4 年以上）・専修学校（専門課程）…月額 60,000 円以内 ③大学…月額 64,000 円以内

■返済 無利子で、卒業の 6 か月後から月割、または年割により 10 年以内に返済

■提出書類 ①奨学生願書②現に在学している学校長の奨学生推薦調書③所得証明書（所得を有する家族全員の「令和 6 年度所得課税証明書」）④家族全員の住民票※なお、申請書類等については、高等学校・高等専門学校進学希望者は、中学校に申し出て交付を受けてください。短期大学・大学進学希望者は、教育委員会学校教育課に申し出て交付を受けてください。

企業力セミナー in 川俣町を開催します

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2451）

好評の企業力セミナーを川俣町で開催します。テーマは「組織内リーダーの発掘と育成」。複雑化・高度化した現代の職場において、リーダーは希少な存在です。リーダーが育つ仕組みを職場全体で考え、実践しましょう。



■日時 9 月 24 日(火) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分

■会場 川俣町役場 3 階 大会議室

■対象 川俣町の事業所、川俣町へ進出・創業予定の事業所

■定員 先着 40 名程度

■申込締切 9 月 17 日(火) ※受講料・テキスト代無料 ※詳細はお問い合わせいただくか「働きたいネット」ホームページをご覧ください。

秋の全国交通安全運動を実施します

問 総務課 消防交通係（内線 1106）

■スローガン 反射材 光って気づいて 事故防止

■運動期間 9 月 21 日(土)～9 月 30 日(月)まで

■運動の重点

（1）反射材用品等の着用推進や安全な横断歩道の実践等による歩行者の交通事故防止

（2）夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

（3）自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底